

平成31年3月12日

株 主 各 位

新潟県佐渡市両津湊353番地
佐 渡 汽 船 株 式 会 社
代表取締役社長 小 川 健

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第157期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月27日（水曜日）午後1時（受付開始予定正午）
2. 場 所 新潟県佐渡市両津湊353番地
佐渡汽船株式会社 本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第157期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件
 2. 第157期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、総会終了後、引き続いて恒例による株主懇談会を開催いたしますのでお含みおきください。

◎ 本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）の「IR情報」に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載していません。

◎ 本定時株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）に掲載し周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、緩やかな回復基調となりました。個人消費は、雇用・所得環境の改善が続いたものの、物価上昇による実質所得の伸び悩みのため、持ち直しは緩やかなものとなりました。また、相次いでいる自然災害が景気へ与える影響などが懸念される状況もありました。海外経済は、米国が高成長を維持し、ユーロ圏の実質GDPも緩やかな回復を持続しました。ただし、中国経済の成長鈍化や米中貿易摩擦など実体経済に悪影響を及ぼす懸念材料も生じました。

旅客船業界におきましては、地方における人口の減少、観光ニーズの多様化等により、旅客輸送人員は減少傾向が続いております。また、燃料油価格の高騰、老朽船舶の代替えや海事産業に従事する人材の確保の課題など、依然として懸念材料が山積しております。

このような状況のもと当社は、①安全運航の徹底、②お客様の減少傾向をとめる、③グループ会社の健全化に努めるの3項目を重点課題とし、当事業年度の輸送量目標を旅客輸送人員で148万人、自動車航送換算台数は21万2千台、貨物輸送トン数を15万9千トンと見込み、目標達成に向けて営業を強化し、積極的に事業を展開いたしました。

第1四半期（1月から3月まで）は、荒天による欠航のため、旅客輸送人員は前年同期比で若干減少しました。しかし、平成29年4月1日より「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、国及び関係自治体の補助を受けて佐渡市民旅客運賃（佐渡市民割引）を新設、実施したことにより、平成30年も引き続きジェットfoil利用の増加傾向が続きました。

続く第2四半期（4月から6月まで）は、営業施策としてSNSを活用した佐渡の魅力発信やインバウンド誘致、週末やシニアに限定した航送運賃の割引拡大など、積極的な営業展開を図りました。その結果、観光シーズンである4月以降、旅客輸送人員、貨物輸送トン数、自動車航送換算台数とも前年同期を上回りました。

当社にとって最盛期となる第3四半期（7月から9月まで）は、第2四半期に続き、当社の若手女性職員によるSNSを積極的に活用した佐渡の魅力発信、様々な船内イベント、ツアーの実施により船旅の魅力発信を行った他、インバウンドの誘致、週末やシニア層等に限定した航送運賃の割引拡大など積極的な営業展開を図りました。その結果、旅客輸送人員、貨物輸送トン数はほぼ前年同期並みとなりましたが、7月～9月にかけて台風が当地方に相次いで接近した影響により旅行キャンセルが発生するなど、旅客輸送人員は伸び悩む結果となりました。一方、自動車航送換算台数はマイカー利用が増加し、前年同期を上回る結果となりました。

第4四半期（10月から12月まで）は、欠航便数の減少等から旅客輸送人員は前年同期を上回りました。また、自動車航送換算台数も欠航便数の減少等から前年同期を上回ったものの、貨物輸送トン数は主要品目である魚介類、柿等が減少し、前年同期を下回りました。

当事業年度の旅客輸送人員は148万352人（前事業年度比0.6%増、8,208人の増加）、自動車航送換算台数は22万4,431台（前事業年度比7.0%増、1万4,653台の増加）、貨物輸送トン数は15万9,073トン（前事業年度比0.1%減、188トンの減少）となりました。

なお、航路別の旅客輸送人員及び自動車航送換算台数は以下のとおりです。

新潟航路は、カーフェリー輸送人員が83万1,210人（前事業年度比1.0%増、8,399人の増加）、ジェットfoil輸送人員が51万5,526人（前事業年度比2.6%増、1万3,204人の増加）、合計134万6,736人（前事業年度比1.6%増、2万1,603人の増加）、自動車航送換算台数は19万9,122台（前事業年度比7.3%増、1万3,502台の増加）となりました。

直江津航路は、カーフェリー輸送人員が12万1,682人（前事業年度比6.2%減、8,054人の減少）、高速カーフェリー「あかね」の推進器修理に伴う運休により、6月に設定したジェットfoil輸送人員が1,140人（前事業年度は「あかね」のドックスケジュールの都合上、11月に設定した781人）、合計12万2,822人（前事業年度比5.9%減、7,695人の減少）、自動車航送換算台数は2万5,309台（前事業年度比4.8%増、1,151台の増加）となりました。

週末中心の運航となり、運航便数が大きく減少した寺泊航路の高速船輸送人員は1万794人（前事業年度比34.6%減、5,700人の減少）となりました。

また、新たな観光航路としての可能性を探るため、寺泊港と小木港を結ぶ航路で高速船「あいびす」とジェットfoilによる試験運航を新潟県と長岡市からの要請及び支援を受けて実施しました。

7月から9月の間に計3回実施した高速船「あいびす」による試験運航の実績は171人となりました。また、10月に計4回実施したジェットフォイルによる試験運航の実績は591人で、合計で762人となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、85億5,809万6千円（前事業年度比5.9%増、4億7,423万5千円の増加）、営業利益は6,581万円（前事業年度比1,212.7%増、6,079万7千円の増加）、経常利益は4,929万3千円（前事業年度は4,268万3千円の損失）、当期純利益は5,745万8千円（前事業年度は1億9,256万7千円の損失）となりました。

② 部門別輸送状況（以下、△は前事業年度に比べ減少したことを表します。）

部 門	第 155 期 (平成28年度)		第 156 期 (平成29年度)		第 157 期 (平成30年度・当事業年度)	
	輸 送 量	前事業年度比	輸 送 量	前事業年度比	輸 送 量	前事業年度比
旅 客 部 門 (旅 客 輸 送 人 員)	人 1,505,836	% △3.3	人 1,472,144	% △2.2	人 1,480,352	% 0.6
自 動 車 航 送 部 門 (航 送 換 算 台 数)	台 209,678	% △1.4	台 209,778	% 0.1	台 224,431	% 7.0
貨 物 部 門 (貨 物 輸 送 ト ン 数)	トン 159,710	% △5.4	トン 159,261	% △0.3	トン 159,073	% △0.1

(注) 自動車航送部門の航送換算台数は乗用車換算です。

③ 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は5億6,201万円で、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当事業年度中に実施した主要な設備投資

(建設仮勘定) 新潟港万代島旅客上屋耐震補強工事 1億7,159万8千円

イ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第154期 (平成27年度)	第155期 (平成28年度)	第156期 (平成29年度)	第157期 (平成30年度・当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	8,163,550	7,630,781	8,083,861	8,558,096
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	124,788	△372,477	△42,683	49,293
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	590,918	△567,608	△192,567	57,458
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	41.61	△39.97	△13.55	4.03
総 資 産 (千円)	13,591,898	12,796,677	12,476,069	12,271,659
純 資 産 (千円)	2,374,571	1,810,358	1,593,886	1,643,615
1株当たり純資産 (円)	162.67	122.80	109.56	113.44

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 千円	当社の議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
(株) 佐 渡 歴 史 伝 説 館	50,000	100.0	観光施設業及び売店・飲食業
佐 渡 汽 船 商 事 (株)	49,000	100.0	売店・飲食業
佐 渡 汽 船 観 光 (株)	47,300	100.0	旅行業
万 代 島 ビ ル テ ク ノ (株)	12,800	100.0	建物サービス業
佐渡汽船シップマネジメント(株)	9,000	100.0	船舶管理業
佐渡汽船シップメンテナンス(株)	9,000	100.0	船舶修繕業
小 木 観 光 (株)	40,000	75.0	売店・飲食業
(株)佐渡西三川ゴールドパーク	50,000	71.4	観光施設業
両 津 南 埠 頭 ビ ル (株)	100,000	69.4	不動産賃貸業
(株)SADOニツ亀ビューホテル	82,500	55.8	旅館業
佐 渡 汽 船 運 輸 (株)	79,000	55.1	一般貨物自動車運送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の11社であります。

当連結会計年度の売上高は119億4,241万3千円(前連結会計年度比4.8%増)、営業利益は2億4,696万3千円(前連結会計年度比184.9%増)、経

常利益は1億5,213万5千円（前連結会計年度は3,265万2千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億553万4千円（前連結会計年度は2億182万4千円の損失）であります。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、国内的には消費税率引き上げや輸出・設備投資の減速などにより成長率の鈍化が予想されますが、人手不足を背景とした雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復局面の継続が期待されます。しかし、米中貿易摩擦など通商問題の動向や、人手不足に伴う企業活動の制約に留意する必要があります。

一方、全国的に離島航路は、過疎化・高齢化に伴う旅客・貨物の輸送量の減少、老朽船舶の代替建造など、その運営は厳しい状況下であり、佐渡島も過疎化・高齢化が急速に進行しており、また、当社におきましても老朽船舶の代替建造が喫緊の課題となっております。

そのような離島の課題を踏まえ、「有人国境離島特措法」（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づく国の「地域社会維持交付金」を活用した佐渡航路の運賃低廉化事業により、佐渡市民の利便性向上と交流人口の拡大を目指し、引き続き、各種施策が進められており、佐渡市民のご利用がカーフェリーからジェットfoilへ転移している傾向が見られます。

加えて、国内観光需要の減少が予想されるなか、「新潟・佐渡観光推進機構株式会社」との連携をさらに強化し、訪日外国人観光客誘致に向けた取り組みを行ってまいります。

また、観光振興を目的に、平成31年は寺泊と小木を結ぶ航路にジェットfoilによるチャーター便の運航を計画しており、これにより新たな利用者の掘り起しに努めてまいります。

このような厳しい経営環境を踏まえ、平成31年の対処すべき重点課題として、①安全運航の徹底、②お客様を確実に増やしていく、③グループ会社の健全化に努めるの3項目を掲げ、その達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

① 安全運航の徹底

ア. 当社は、安全で安定した運航を提供することが重要な使命であり、企業経営の根幹と位置付け、最も基本的なサービスと考えております。そのため、経営トップが主体的に策定した平成31年の「安全方針」及び「安全重点施策」を全社一丸となって確実に実行してまいります。さらに、安全管理規程に基づいて構築した安全管理体制を確実に機能させると共に、経営トップ自らが常に事業の安全に関心を持ち、報

告された課題の把握分析を行い、その分析結果に対応した改善策を的確かつ迅速に実行してまいります。

イ. 構築した安全管理体制の継続的な見直し・改善を図るため、PDCAサイクルを確実に機能させます。

ウ. 旅客船部門全体では、リスクマネージャーと連携し、ヒヤリハットレポート・ニュースによるグループディスカッションの実施と検証を行うと共に、積極的なチャレンジの励行により、BRM活動のスパイラルアップを図り、職場における安全風土の構築を強化します。また、ヒューマンエラー対策として、メリハリのある「指差呼称」と作業前の危険予知の確実な実行に取り組むと共に、各船の管理監督者と連携の上、メンタルヘルスの取組みを強化し、職場環境の整備を図ります。

(注) チャレンジ

下位者から上位者への安全の主張と積極的な進言。

(注) BRM (ブリッジ・リソース・マネジメント)

ブリッジ (船橋) で利用可能なリソース (資源: 人・物・情報) を操船実務者のメンバーが、安全意識及び安全行動として有効に活用するための手法。

(注) メンタルヘルス

精神面の健康のことで、疲労、ストレス、悩みなどの軽減と緩和を図ることを要する。カーフェリーに於いては船長及び機関長、一等航海士、一等機関士、事務長を、高速船チームに於いては船長及び機関長をメンタルヘルスに取り組む管理監督者とみなす。

エ. ジェットフォイルでは、上記「ウ」に加えて、鯨類との衝突対策として、目撃情報、ハザードマップを活用した適切な減速区間を設定、厳守することにより、衝突回避を図ると共に、シートベルトの着用と減速区間航行時の注意喚起を徹底し、乗客・乗員の被害軽減を図ります。また、安全安心の航海を促進するため、お客様に必要な情報を積極的に提供します。

オ. 貨物船におきましては、「安全最優先」を原則として、何でも話し合える明るい職場環境を作り、「報告・連絡・相談」を確実に行います。また、ヒヤリハットを報告しやすい環境作りに努め、集められた情報を分析してヒューマンエラー対策を策定し、確実に実行します。乗組員の危険に対する意識の高揚を図ることで重大な事故を未然に防ぎ、「指差呼称」を各作業マニュアルに反映させて確実に実行します。

カ. 陸上部門におきましては、荷役作業に関連する「フォークリフト運転マニュアル」を徹底遵守することにより、荷役作業中の事故の撲滅を図ります。また、ヒヤリハット情報を活用した「安全に関する話し合い」を推進すると共に、事例情報の分析からヒューマンエラー対策を策定・実践し、組織全体の安全風土の構築を強化します。加えて、個人レベルのヒューマンエラー対策として、メリハリのある「指差呼称」の徹底実施に取り組んでまいります。

② お客様を確実に増やしていく

ア. お客様サービスのさらなる向上

- a. 「佐渡汽船グループお客様サービス向上委員会」をその活動の中心に位置付け、離島航路No. 1の顧客満足度を目指し、接客の最前線に位置する現場レベルの委員による議論の深化や情報共有に努めると共に、実施状況を確認することでPDCAサイクルを徹底してまいります。
- b. 当社公式Facebook及びInstagram、Twitter等を活用し、クチコミによる魅力拡散を図ることで共感者の増加に繋げるとともに、公式ブログ「さどトリコ」による情報発信に努め、佐渡島のイメージアップに貢献します。
- c. 当社ホームページを全面改修することでアクセス数の増加、インターネット予約の利便性向上や利用促進を図ります。また、カーフェリー内イベントの開催、待合室での飾りつけ等を拡充するとともに、オリジナルグッズの開発を進めることで「船旅の魅力度アップ」や「待合室のにぎわいの創造」を図ります。

イ. 効率的な営業活動の推進、商品開発のさらなる注力

- a. 平成31年の年間輸送人員目標である153万人の達成に向け、目標と実績の管理を徹底し、計画の実施状況を確認することで、未達部分への手当を早めに行います。
- b. 佐渡観光セールスにおきましては、団体の誘致はセールスエリア毎の特徴と傾向を分析した上で、「選択と集中」を推進して誘致の可能性の高い団体を絞り込み、中長期的な計画での獲得に努めると共に、新しい観光スポットなどをタイムリーに情報提供することで、新規観光コースの設定を各旅行社へ働き掛けてまいります。

一方、個人客誘致にあたりましては、佐渡の新しい情報及び魅力等をSNSの積極的活用で発信を強化します。併せて、効果的な営業割引施策の実施で交流人口の増加に取り組むとともに、日帰り型を中心に自社主催旅行商品のさらなる充実を図ります。

ウ. 佐渡のホテル、観光施設の活性化に貢献

- a. 外部機関と連携し、島内宿泊施設、観光施設等の再生・リニューアルや課題解決を支援します。
- b. 「佐渡金銀山」の世界文化遺産登録に向けた活動に当社グループを挙げて積極的に参画し、国内推薦の獲得を後押しします。

エ. 訪日外国人観光客誘致のための取り組みの拡大

- a. 「新潟・佐渡観光推進機構株式会社」と新潟県、佐渡市等、関係自治体との連携協力を深め、新規市場の開拓に着手するとともに、より効率的な海外プロモーションを展開し、さらなる佐渡への誘客を

図ります。

b. 訪日外国人観光客の受入体制整備に向けた、外国語によるコミュニケーション能力向上の取り組みを、グループ会社施設を中心に行っていきます。

③ グループ会社の健全化に努める

ア. グループ会社について、当社役員とグループ幹部とのディスカッションの機会を増やし、課題の洗い出しを行い、改善策を実行することで収益性の向上を図ります。

イ. 赤字体質にある島内施設については、島内外関係者の意見を反映させ、段階的なりニューアル等による見直しを進めていきます。その一環として、佐渡島特有の観光資源を活用した施設の魅力づくりに挑戦します。

以上のように役職員一同、力を合わせ、安全で安定した運航を確保し、会社の健全経営に向け努力いたします。公共交通機関の使命である安全を第一に、お客様に信頼され、喜ばれ、愛される佐渡汽船を目指すと共に、離島航路No. 1の良質なサービスをお客様に提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は本土と佐渡島間の海上運送事業で、旅客部門・自動車航送部門・貨物部門に分かれております。

(6) 主要な営業所（平成30年12月31日現在）

- ① 本 社 新潟県佐渡市
- ② 両津支店 新潟県佐渡市
- ③ 新潟支店 新潟県新潟市

(7) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
177 (4) 名	1名増 (0)	46.1歳	13.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

借入先	借入金残高
シンジケートローン（注1）	1,553,350千円
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,509,375千円
株式会社第四銀行	1,235,891千円
株式会社北越銀行	1,185,974千円
株式会社日本政策金融公庫	1,072,150千円
新潟県信用農業協同組合連合会	548,306千円
株式会社みずほ銀行	350,000千円
株式会社商工組合中央金庫	223,450千円
新潟信用金庫	148,540千円
株式会社大光銀行	61,890千円

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社第四銀行を主幹事とする計6行からの協調融資によるものであります。

2. 上記借入金残高のほかに、下記社債の当事業年度末残高があります。

株式会社第四銀行 1,076,700千円

株式会社北越銀行 312,400千円

株式会社大光銀行 10,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式等の状況

(1) 株式の状況（平成30年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,275,450株 |
| ③ 株主数 | 1,844名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
新潟県	5,454,500株	38.23%
佐渡農業協同組合	606,446株	4.25%
株式会社第四銀行	418,700株	2.93%
古川茂代	277,868株	1.94%
株式会社神田造船所	254,500株	1.78%
株式会社北越銀行	252,700株	1.77%
新潟県観光物産株式会社	237,737株	1.66%
川重ジェイ・ピー・エス株式会社	227,200株	1.59%
株式会社和田商会	212,700株	1.49%
新潟交通株式会社	203,340株	1.42%

- (注) 1. 大株主は、平成30年12月31日現在の株主名簿によるものであります。
2. 持株比率は、自己株式（10,574株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成22年3月26日	平成23年3月25日
新株予約権の数		93個	97個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり25,000円 (1株当たり250円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり23,600円 (1株当たり236円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成22年4月13日から 平成52年4月12日まで	平成23年4月12日から 平成53年4月11日まで
行使の条件		(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 56個 目的となる株式数 5,600株 保有者数 2名	新株予約権の数 59個 目的となる株式数 5,900株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 37個 目的となる株式数 3,700株 保有者数 1名	新株予約権の数 38個 目的となる株式数 3,800株 保有者数 1名

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		平成24年3月28日	平成25年3月27日
新株予約権の数		99個	163個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 16,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 27,200円 (1株当たり272円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 23,900円 (1株当たり239円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成24年4月14日から 平成54年4月13日まで	平成25年4月13日から 平成55年4月12日まで
行使の条件		(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 65個 目的となる株式数 保有者数 6,500株 3名	新株予約権の数 108個 目的となる株式数 保有者数 10,800株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 保有者数 一株 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 保有者数 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 保有者数 3,400株 1名	新株予約権の数 55個 目的となる株式数 保有者数 5,500株 1名

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成26年3月27日	平成27年3月26日
新株予約権の数		132個	75個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 13,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 25,200円 (1株当たり252円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 28,900円 (1株当たり289円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成26年4月12日から 平成56年4月11日まで	平成27年4月11日から 平成57年4月10日まで
行使の条件		(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 91個	新株予約権の数 51個
		目的となる株式数 9,100株	目的となる株式数 5,100株
	社外取締役	保有者数 4名	保有者数 4名
		新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
	監査役	目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一名	保有者数 一名
		新株予約権の数 41個	新株予約権の数 24個
		目的となる株式数 4,100株	目的となる株式数 2,400株
		保有者数 1名	保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役並びに監査役に在任中は行使することができず、いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

また、新株予約権者が当社子会社の取締役である場合には、当該子会社の取締役に在任中は行使することができず、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、これを行行使することができるものとします。

3. その他の権利行使の条件につきましては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成29年3月28日の定例取締役会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬規程について、以下のとおり改定することを決議いたしました。

ア. 新株予約権者が行使する場合、第1回から第6回までの割当個数の半分を当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」第5条（新株予約権の放棄）の規程に基づき放棄する。ただし、その該当者は当社の常勤取締役とし、同監査役及び子会社（佐渡汽船シップマネジメント株式会社、佐渡汽船シップメンテナンス株式会社）の取締役は対象外とする。

イ. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の権利行使にあたっては、その担当部署の責任度合を踏まえ、割当済みの新株予約権の個数を調整する場合がある。

ウ. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は継続するものの、当期純損益が黒字とならない限り、発行はしない。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 健	税理士法人小川会計 代表社員(税理士) 株式会社KBS 代表取締役 株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役 新潟・佐渡観光推進機構株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	尾崎 弘明	
専務取締役	山中 一秀	
常務取締役	佐藤 賢一	海安 務 統 括 部 管 理 長 者
取締役	渡邊 幸計	経 営 企 画 部 長
取締役	野田 悟	両津南埠頭ビル株式会社 代表取締役社長 小木観光株式会社 代表取締役社長 株式会社佐渡西三川ゴールドパーク 代表取締役社長
取締役	伊藤 光	佐 渡 市 副 市 長
取締役	廣瀬 俊三	株式会社広瀬組 代表取締役社長
常勤監査役	臼 杵 章	
監査役	中川 昌司	有限会社中川瓦店 取締役会長 佐渡瓦斯株式会社 代表取締役社長
監査役	金子 英明	金子英明税理士事務所 代表(税理士)

- (注) 1. 取締役廣瀬俊三氏は社外取締役であります。
 2. 監査役中川昌司氏及び金子英明氏は社外監査役であります。
 3. 取締役廣瀬俊三氏は、他社での豊富な企業経営経験から、幅広く高度な見識と知見を有するものであります。
 同氏は、平成30年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は平成31年3月27日開催予定の第157期定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 4. 常勤監査役臼杵章氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役中川昌司氏は、長年会社経営に携わり、幅広く高度な見識と豊富な経験を有するものであります。
 6. 監査役金子英明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は、取締役廣瀬俊三氏並びに監査役金子英明氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
8. 平成30年3月28日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって、木村 毅氏、近藤光雄氏は、任期満了により、取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役伊藤 光氏、社外取締役廣瀬俊三氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8 名	44,000 千円
(うち社外取締役)	(1) 名	(720) 千円
監 査 役	3 名	8,940 千円
(うち社外監査役)	(2) 名	(1,920) 千円
合 計	11 名	52,940 千円

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、平成30年3月28日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、取締役に係る支給人員については、当事業年度に在任した取締役のうち無報酬の2名を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成22年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額102,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成22年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、平成29年4月1日付の「ストックオプション（新株予約権）報酬規程」の改定により、ストックオプションによる報酬額は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ア. 取締役廣瀬俊三氏は、株式会社広瀬組の代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社広瀬組との間には特別の関係はありません。
- イ. 監査役中川昌司氏は、有限会社中川瓦店の取締役会長及び佐渡瓦斯株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と有限会社中川瓦店及び佐渡瓦斯株式会社との間には特別の関係はありません。
- ウ. 監査役金子英明氏は、金子英明税理士事務所の代表であります。なお、当社と金子英明税理士事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ア. 取締役廣瀬俊三氏は、平成30年3月28日就任以降に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）11回のうち10回に出席し、長年の会社経営に基づく豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- イ. 監査役中川昌司氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）15回のうち12回に出席し、経営者としての長年のキャリ

アに基づく客観的な視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ．監査役金子英明氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）15回のうち12回に出席し、税理士の立場に基づく専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬等（当社の社外役員であった期間に受けたものに限る）はありません。

④ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に

関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定しております。

改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査役監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社子会社の役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「佐渡汽船の理念」及び「企業倫理規程」を定める。
- ② 当社及び当社子会社に対するコンプライアンスの取り組みを統括・徹底するため内部統制委員会を設置し、その取り組み状況を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 当社が定めるグループ管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ④ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための必要な体制を整える。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係る損失の危険（以下「リスク」という）を管理統括する取締役を任命し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- ② 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社及び当社子会社の役職員に周知する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ② 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、取締役会規則を定め、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ③ 当社は、当社子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び当社子会社における内部統制の強化、充実を図るため内部統制委員会を設置し、当社及び当社子会社の内部統制に関わる事項について審議する。
- ② 当社子会社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できると共に当社の内部通報制度を当社子会社に開放し、各社の役職員に周知することでコンプライアンスの実効性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助する組織は安全教育指導室とし、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・常務会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。
- ③ 当社または当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ① 当社は、社会の秩序や安全を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、同方針に従った対応を徹底することで、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除している。

- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応すると共に、担当する役職員の安全確保に努める。また、平素より公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ることとする。
- ③ 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行うと共に、いかなる理由があっても事実を隠ぺいするための裏取引及び資金提供は、絶対に行わない。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた対応については、総務部総務課を対応総括部門とし、情報を一元管理して反社会的勢力に該当するか否かの確認を行う。また、不当要求などの事案ごとに関係部署と協議のうえ対応する。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、対応担当部署だけでなく、関係部署にも配布して周知徹底を図るものとする。

(13) 当社の当該体制の運用状況の概要

当社は、平成27年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及び当社子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図り、対応を指示いたしました。

当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

新たにグループ担当取締役を置くことで、当社子会社の管理を徹底し、当社グループ全体の経営の健全性と効率的な遂行を図りました。

また、安全教育指導室は、内部統制委員会の事務局として、当社及び当社子会社の内部統制全般の整備・運用状況をモニタリングし、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

併せて、その結果を四半期に1回、取締役会へ報告して業務の適正化に努めると共に、必要に応じて当社及び当社子会社の従業員に対し、コンプライアンス教育を実施し、内部通報制度についても周知を図りました。

加えて、当社は、定期的に「SKG社長会」を開催し、担当部署及びグループ各社間での情報の共有に努めました。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,310,193	流 動 負 債	3,189,501
現金及び預金	735,232	海運業未払金	534,193
受取手形	6,730	その他事業未払金	28,383
海運業未収金	801,786	短期借入金	350,000
その他事業未収金	14,047	1年内返済予定の長期借入金	1,530,830
貯蔵品	675,238	1年内償還予定の社債	410,040
前払費用	37,119	未払金	48,484
未収入金	15,472	未払法人税等	20,323
その他流動資産	24,881	未払費用	78,695
貸倒引当金	△314	前受金	17,750
固 定 資 産	9,935,001	預り金	14,419
有 形 固 定 資 産	9,032,909	前受収益	2,667
船	5,301,358	代理店債務	8,477
建物	1,857,886	賞与引当金	12,952
構築物	150,156	リース債務	35,713
機械及び装置	8,684	その他流動負債	96,569
車両及び運搬具	162,191	固 定 負 債	7,438,542
器具及び備品	172,174	社債	989,060
リース資産	50,653	長期借入金	6,058,096
土地	1,034,745	退職給付引当金	102,571
建設仮勘定	295,059	特別修繕引当金	192,208
無 形 固 定 資 産	213,031	関係会社事業損失引当金	26,600
ソフトウェア	100,780	資産除去債務	14,597
電話加入権	16,279	リース債務	45,684
リース資産	20,767	繰延税金負債	7,864
その他無形固定資産	75,203	その他固定負債	1,860
投資その他の資産	689,061	負 債 合 計	10,628,043
投資有価証券	149,502	純 資 産 の 部	
関係会社株式	470,498	株 主 資 本	1,600,240
出資金	4,697	資本金	843,135
長期前払費用	55,492	資本剰余金	681,401
差入保証金	7,807	資本準備金	680,992
その他長期資産	1,063	その他資本剰余金	409
繰 延 資 産	26,464	利益剰余金	78,329
社債発行費	26,464	利益準備金	125,000
資 産 合 計	12,271,659	その他利益剰余金	△46,670
		繰越利益剰余金	△46,670
		自己株式	△2,626
		評価・換算差額等	17,964
		その他有価証券評価差額金	17,964
		新株予約権	25,411
		純 資 産 合 計	1,643,615
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,271,659

損 益 計 算 書

（平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
営業収益	(8,093,874)	
旅客運賃	4,286,310	
自動車航空運賃	2,248,625	
貨物運賃	1,014,593	
その他海運業収益	544,345	
その他事業収益	(464,222)	
自動車事業収益	195,567	
旅行業収益	268,655	8,558,096
営業費用	(7,583,833)	
運輸業費用	5,716,753	
船舶事業所費用	502,938	
その他事業費用	1,364,141	
自動車事業費用	(461,699)	
旅行業費用	222,226	
営業総利益	239,472	8,045,532
一般管理費		512,564
営業利益		446,753
営業外収益		65,810
受取利息	11	
受取配当金	33,825	
不動産賃貸料	115,730	
受取保証料	20,805	
その他営業外収益	35,120	205,492
営業外費用		
支払利息	160,021	
社債発行費	10,562	
賃貸資産減価償却費	10,413	
賃貸資産維持管理費	20,862	
その他営業外費用	20,151	222,010
経常利益		49,293
特別利益		
固定資産売却益	1,437	
固定資産受贈益	43,900	45,337
特別損失		
固定資産売却損	768	
固定資産除却損	12,968	
関係会社事業損失引当金繰入額	9,808	23,546
税引前当期純利益		71,084
法人税、住民税及び事業税	13,625	13,625
当期純利益		57,458

株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成30年1月1日 期首残高	843,135	680,992	132	681,125
事業年度中の変動額				
自己株式の取得				
自己株式の処分			276	276
当期純利益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	276	276
平成30年12月31日 期末残高	843,135	680,992	409	681,401

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
平成30年1月1日 期首残高	125,000	△104,128	20,871	△12,259	1,532,872
事業年度中の変動額					
自己株式の取得					
自己株式の処分				9,633	9,909
当期純利益		57,458	57,458		57,458
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	57,458	57,458	9,633	67,368
平成30年12月31日 期末残高	125,000	△46,670	78,329	△2,626	1,600,240

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成30年1月1日 期首残高	25,732	25,732	35,281	1,593,886
事業年度中の変動額				
自己株式の取得				
自己株式の処分				9,909
当期純利益				57,458
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△7,768	△7,768	△9,870	△17,639
事業年度中の変動額合計	△7,768	△7,768	△9,870	49,729
平成30年12月31日 期末残高	17,964	17,964	25,411	1,643,615

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月21日

佐渡汽船株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 塚田一誠 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 清水栄一 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月26日

佐渡汽船株式会社 監査役会

常勤監査役	臼	杵	章	㊟
社外監査役	中	川	昌	司
社外監査役	金	子	英	明

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,914,713	流 動 負 債	4,063,481
現金及び預金	1,875,337	支払手形及び買掛金	475,296
受取手形及び売掛金	1,048,430	短期借入金	449,000
たな卸資産	815,688	1年内返済予定の長期借入金	1,835,628
繰延税金資産	19,464	1年内償還予定の社債	410,040
その他流動資産	161,499	未払金	169,684
貸倒引当金	△5,705	リース債務	36,296
固 定 資 産	11,562,300	未払費用	251,913
有形固定資産	10,754,500	未払法人税等	58,948
船	5,301,358	未払消費税等	77,561
建物	2,634,285	繰延税金負債	2,725
構築物	173,787	賞与引当金	48,908
機械及び装置	45,303	役員賞与引当金	4,880
車両及び運搬具	315,188	その他流動負債	242,602
器具及び備品	200,055	固 定 負 債	8,971,774
リース資産	50,653	社債	989,060
土地	1,738,812	長期借入金	6,709,453
建設仮勘定	295,059	退職給付に係る負債	864,283
無形固定資産	246,854	役員退職慰労引当金	65,606
リース資産	20,767	特別修繕引当金	192,208
その他無形固定資産	226,087	資産除去債務	27,393
投資その他の資産	560,946	リース債務	48,109
投資有価証券	162,539	繰延税金負債	58,214
出資金	12,380	その他固定負債	17,448
長期前払費用	300,683	負 債 合 計	13,035,255
差入保証金	25,117	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	42,175	株 主 資 本	2,012,575
その他長期資産	20,045	資本金	843,135
貸倒引当金	△1,993	資本剰余金	652,192
繰 延 資 産	26,464	利益剰余金	547,825
社債発行費	26,464	自己株式	△30,577
資 産 合 計	15,503,477	その他の包括利益累計額	18,065
		その他有価証券評価差額金	18,065
		新株予約権	25,411
		非支配株主持分	412,171
		純 資 産 合 計	2,468,222
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,503,477

連結損益計算書

（平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		
海運業収益及びその他営業収益		11,942,413
売 上 原 価		
海運業費用及びその他営業費用		10,751,676
売 上 総 利 益		1,190,737
販売費及び一般管理費		943,774
営 業 利 益		246,963
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	145	
受 取 配 当 金	5,576	
不 動 産 賃 貸 料	80,124	
受 取 保 証 料	20,805	
そ の 他 営 業 外 収 益	49,073	155,723
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	169,631	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	21,024	
賃 貸 資 産 維 持 管 理 費	21,899	
そ の 他 営 業 外 費 用	37,997	250,551
経 常 利 益		152,135
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,428	
固 定 資 産 受 贈 益	43,900	
そ の 他 特 別 利 益	89	51,417
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	768	
固 定 資 産 除 却 損	15,604	
減 損 損 失	3,619	19,991
税金等調整前当期純利益		183,561
法人税、住民税及び事業税	67,901	
法人税等調整額	△9,883	58,068
当 期 純 利 益		125,493
非支配株主に帰属する当期純利益		19,959
親会社株主に帰属する当期純利益		105,534

連結株主資本等変動計算書

（平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成30年1月1日 期首残高	843,135	651,915	442,291	△40,210	1,897,131
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得					
自己株式の処分		276		9,633	9,909
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
親会社株主に帰属する当期純利益			105,534		105,534
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	276	105,534	9,633	115,443
平成30年12月31日 期末残高	843,135	652,192	547,825	△30,577	2,012,575

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成30年1月1日 期首残高	26,133	26,133	35,281	394,816	2,353,361
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得					
自己株式の処分					9,909
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
親会社株主に帰属する当期純利益					105,534
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△8,068	△8,068	△9,870	17,355	△583
連結会計年度中の変動額合計	△8,068	△8,068	△9,870	17,355	114,860
平成30年12月31日 期末残高	18,065	18,065	25,411	412,171	2,468,222

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月21日

佐渡汽船株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚田一誠	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水栄一	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐渡汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第157期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月26日

佐渡汽船株式会社 監査役会

常勤監査役	白	杵	章	印
社外監査役	中	川	昌	司
社外監査役	金	子	英	明

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(8名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう
 取締役1名を減員し、取締役7名の選任(6名再任、1名新任)をお願いする
 ものであります。
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
1	お がわ たけし 小 川 健 (昭和26年2月1日)	平成19年3月 当社代表取締役副社長 平成20年3月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人小川会計 代表社員(税理士) 株式会社KBS 代表取締役 株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役 新潟・佐渡観光推進機構株式会社 代表取締役社長	12,000株
2	お ぎき ひろ あき 尾 崎 弘 明 (昭和38年12月26日)	昭和62年4月 当社入社 平成24年4月 当社経営企画部長 平成26年3月 当社取締役総務部長兼経営企画部長 平成28年3月 当社常務取締役総務部長 平成29年3月 当社代表取締役専務 平成30年3月 当社代表取締役副社長(現任)	6,000株
3	やま なか かず ひで 山 中 一 秀 (昭和33年10月11日)	昭和57年3月 当社入社 平成21年10月 佐渡汽船営業サービス株式会社取締役 平成24年3月 当社取締役本社統括部長 平成25年12月 当社取締役本社統括部長兼旅行販売部長 平成28年1月 当社取締役営業部長 平成30年3月 当社専務取締役(現任)	6,100株
4	わた なべ ゆき え 渡 邊 幸 計 (昭和44年8月20日)	平成5年4月 当社入社 平成29年2月 当社経営企画部次長(部長) 平成29年3月 当社取締役経営企画部長(現任)	1,000株
5	い とう ひかる 伊 藤 光 (昭和37年5月22日)	昭和56年8月 郵政省入省 平成15年3月 相川郵便局 局長 平成28年6月 日本郵便株式会社退社 平成28年7月 佐渡市副市長(現任) 平成30年3月 当社取締役(現任)	一株
6	ひろ せ とし み 廣 瀬 俊 三 (昭和33年8月15日)	昭和56年4月 東急道路株式会社入社 昭和58年2月 東急道路株式会社退社 昭和58年3月 株式会社広瀬組入社 平成5年4月 株式会社広瀬組 代表取締役社長(現任) 平成30年3月 当社社外取締役(現任)	4,800株
7	※ しん ぼ たか ひろ 真 保 高 弘 (昭和40年10月6日)	昭和63年12月 当社入社 平成20年4月 当社社長 平成21年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社社長 平成29年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社海務部長 (運航管理者)(現任)	500株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者小川 健氏は、株式会社KBSの代表取締役を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
取締役候補者小川 健氏は、新潟・佐渡観光推進機構株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者伊藤 光氏は、長期にわたり、郵政に携わってきた豊富な経験と、佐渡市副市長として、地域の活性化に尽力してきた経歴を生かし、その経験を通じて培われた社会的信用と幅広い見識を当社の経営に展開していただけるものと判断いたしました。
5. 廣瀬俊三氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 廣瀬俊三氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として同証券取引所へ届け出る予定であります。
7. 社外取締役候補者の選任理由について
廣瀬俊三氏は、他の会社の経営に長期にわたり関わってきた豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただけるものと判断いたしました。
8. 当社は、伊藤 光氏及び廣瀬俊三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	うす き あきら 臼 杵 章 (昭和34年5月4日)	昭和57年3月 当社入社 平成21年5月 当社総務部次長(部長) 平成21年12月 当社経営改善部長 平成22年3月 当社取締役総務部長 平成26年3月 当社常勤監査役(現任)	1,900株
2	かね こ ひで あき 金子 英明 (昭和29年12月9日)	平成元年6月 税理士登録 平成20年3月 佐渡汽船観光株式会社 監査役 平成21年3月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 金子英明税理士事務所 代表(税理士)	一株
3	※ ひら しま たけし 平 島 健 (昭和39年10月11日)	昭和63年4月 日本ビクター株式会社入社 昭和63年7月 日本ビクター株式会社退社 昭和63年7月 角川書店株式会社入社 平成7年7月 角川書店株式会社退社 平成7年10月 尾畑酒造株式会社入社 平成20年12月 尾畑酒造株式会社 代表取締役社長(現任)	一株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、臼杵 章氏及び金子英明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。また、平島 健氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を同氏と締結する予定であります。
 4. 金子英明氏及び平島 健氏は社外監査役候補者であります。
 5. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を遂行することができるかと判断した理由について
 (1) 金子英明氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業財務に精通し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。
 (2) 平島 健氏は他の会社の経営者であり、幅広く高度な見識と、長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけると判断いたしました。
 6. 金子英明氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
 7. 当社は、金子英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として同証券取引所へ届け出る予定であります。

以上

株主総会 会場のご案内

■会場／新潟県佐渡市両津湊353番地
佐渡汽船株式会社 本社会議室
TEL 0259-27-5174

